

欠陥住宅関西ネット通信 Vol. 22

2004年 10月1日号

代表幹事 木村 達也

事務局 太平洋法律事務所

事務局長 田中 厚

〒530-0054 大阪市北区南森町

1丁目2番25号 南森町i sビル4階

TEL 06-6365-7292

FAX 06-6365-7293

<http://member.nifty.ne.jp/kansainet/index.html>

欠陥住宅関西ネット第7回総会のご報告

欠陥住宅関西ネット事務局次長 弁護士/鳥川 慎吾

1 平成16年3月6日(土)午後1時30分から、エル・おおさか(大阪府立労働センター)において、欠陥住宅関西ネット第7回総会が開催されました。ネット会員37名のほか、非会員の一般の方のご参加も24名に上り、合計61名というなかなかの盛況ぶりでした。

2 昨年に引き続き、木津田秀雄建築士と鳥居玲子弁護士のコンビによる司会のもと、木村達也代表幹事の開会挨拶、岩城稔全国ネット事務局長の来賓挨拶により幕が開けられました。

その後、当ネット事務局長田中厚弁護士より、基調活動報告がありました。前年度の活動の中では、定例個別相談会の定着・充実(年間相談件数47件)、全国ネットの全国一斉欠陥住宅110番において各地域ネットのなかで最多の77件もの相談を受けたこと、相談副会長職の設置による事件処理状況報告及び負担金納入の徹底、その結果として負担金収入増加による収支大幅黒字化などが目立った動きであったと言えます。また、前年の総会で取り上げたシックハウス問題に対しても、積極的に取り組んでおります。

3 次に、平泉憲一弁護士(当ネット事務局次長・制度部会長)から、大阪地方裁判所の建築紛争集中部における紛争処理状況及び、名古屋地方裁判所の裁判官グループが出版した「住宅紛争処理の実務」の内容についての報告がなされました。



早いもので、大阪地裁に第10民事部という建築紛争集中部が設置されて3年が経過しようとしています。平成15年末現在までの統計によりますと、既済345件のうち判決による終了はわずか47件であり、多くの事件は、和解ないし調停により終了していることが分かります。

さらに、今回の民事訴訟法改正による専門訴訟改革により、建築紛争処理のあり方もますます変化していくことになるのですが、この点については、重村達郎弁護士から報告がなされました。

重村弁護士は、あくまで個人的な見解として刺激的な問題提起をするとの前置きの上、今回の改正は裁判所のイニシアティブによる自己改革の動きであり、専門委員制度の導入により、裁判所は有能な助手を獲得したことになる、当事者側としても専門員を有効に活用する必要が出てくる、従前のように私的鑑定に頼って有利に訴訟を展開できる時代は終わった、計画審理導入により怠惰な弁護士・

建築士は淘汰されるといった、問題提起がなされました。

これらの点に関しては、質疑応答の中でも取り上げられましたところであり、様々なご意見があるかと思いますが、改革を機に、関西ネットの会員が、率先してよりいっそうレベルの高い建築訴訟を目指すべきだということが言えます。

4 以上の報告の後、立命館大学法学部松本克美教授、平野憲司建築士、堺市建築局の石黒一郎氏の3名をパネリストとして、田中厚事務局長のコーディネートのもとにパネルディスカッションが行われました。

松本教授からは、最近の注目すべき3つの最高裁判決（請負契約において建替費用相当額の損害賠償を認めたもの、建築基準法に違反しないものの契約に違反する場合に瑕疵を認定したもの、名義貸し建築士の不法行為責任を認めたもの）を中心に被害救済判例の到達点と今後の課題についての報告と解説がなされました。

平野建築士からは、これまでの欠陥問題は、木造3階建の建物に多く欠陥が見られた等の特徴があったが、中間検査の導入や融資基準の厳格化などにより欠陥が見られる特徴は変わってきた、しかし、耐火性の問題など中間検査後の工事により欠陥が生じるケースもあり、欠陥住宅はなくなるとの指摘がありました。

石黒氏からは、中間検査導入により完了検査率が向上しており、違反對策室を設置した神戸市や全件パトロールを実施している守口

市などのように行政による積極的な取り組みも見られるようになった反面、民間確認機関の発足により確認・検査の多くが民間に移行し、不十分な確認・検査が行われているケースもある、また、建築士による工事監理がなされていないという状況も変わっていない、との指摘がありました。

5 その後、三浦直樹弁護士（当ネット事務局次長）によるライオンズマンション・シックハウス集団提訴についての報告（欠陥住宅関西ネット通信21号参照）、川崎廣章建築士（当ネット相談部会長）による1年間の相談状況についての報告がありました。

6 組織議題としては、会計報告、役員選出、規約改正がいずれも承認・可決されました。

7 こうして、シンポジウム・議事は滞りなく進み、午後5時45分に田中事務局長挨拶により幕が閉じられました。

今回は、大幅な時間不足を経験した前回の反省をふまえ、タイムキーパーを導入したこともあり、スムーズな進行を実現することができました。ご協力いただきました皆様方に感謝したいと思います。

8 総会終了後の懇親会にも26名が参加し、夜遅くまで相互理解に努め、親交を深めました。

9 なお、今回の総会は事前に毎日新聞、読売新聞に告知がなされ、事後に3月25日付読売新聞朝刊の家庭欄、同日付の日刊建設工業新聞近畿版に大きく取り上げられるなどマスコミの関心を呼んでいたことをご報告します。

専門訴訟改革検討会

建築士／木津田 秀雄

日時：2004年（平成16年）5月31日（月）

場所：弁護士会館

出席者：田中、三浦、三木、島村、鳥居、平泉、重村（以上弁護士）、山口、佐藤、三木、辻、川崎、光山、木津田（以上建築士）敬称略

現在、裁判所では専門訴訟改革の一貫として、建築訴訟についても民事訴訟法の改正などを含めて取り組みが進められている。建築

訴訟改革の現況と今後の状況について、本年度の総会でも発表していただいた重村弁護士を中心に、報告及びディスカッションを行った。

まず総会でも紹介のあった、専門委員制度について説明があった後に、大阪での現況についての説明があった。大阪では大阪地裁10民が現在専門部として建築訴訟を担当している。専門委員の人選については、建築士団体

(建築士会、建築士事務所協会、建築家協会、建築学会)より推薦を受けた建築士が調停委員として登録されており、専門委員はこの調停委員の中から選任されるのではないかととの事であった。しかしながら、その選定方法や選定理由は公表されておらず、弁護士会の制度委員会などから質疑を出して確認するべきではないかととの提案があった。

実際に裁判官が専門委員を設定するケースとしては、双方に私的鑑定書が提出され、技術的な問題点が争点になっている場合に技術的判断のために入れる場合と、双方に専門家がおらず、争点整理を行うのに専門的知見を利用するために入れる場合の二つのケースが考えられるとの指摘が重村弁護士から行われた。前者は「激突型」後者は「争点整理型」とされている。

専門委員は、このような立場からも、その存在は、裁判への影響が大きく、一応の制限があるものの、専門員の立ち振る舞いが裁判官の心証形成に大きく影響することが考えられる。その場合に、専門委員が当該事件に対して適切な人選であるのかどうかについて、経歴等の公表も含めて議論が必要ではないかととの意見がでた。また専門委員の忌避について、個人的な繋がり以外に認められるのかどうか、具体的な事例がなく、難しいところであるとの意見が出た。

また大阪や東京などの大都市では、第三者的な専門委員のなり手はそれなりに確保できると考えられるが、地方都市においては、建築業界自体が狭く、それぞれの所属団体と建設業者との関係もあり、公正な判断ができる専門委員のなり手が少ないのではないかと考えられる。特に裁判官が建築技術に関して不安がある場合には、専門員の影響は大きく誤

判断が生じる危険性が高い。

専門委員の選定過程では、裁判所は「公平らしさ」を主眼に選任することが予想されるが、ゼネコン出身者の建築士に第三者的な立場での振る舞いを期待できるか、また私的鑑定を行っている建築士が排除されている実態(裁判所の鑑定人である場合には、私的鑑定を控えるように指導されている)、大学の先生は現場を理解していないことが多いなどの問題が存在している。

実際の運用では、専門委員は当事者のいない所で意見を出す事はできないとされているが、実際には裁判官が技術的な内容について質問することも予想され、専門委員も書面で説明するようにする必要があることを裁判所に申し入れることなどが必要であることが提起された。(申し入れを行うのであれば、全国ネットで行う方が効果的である)

このように専門委員制度の導入は、双方に専門家が不在の場合には、争点整理等で訴訟の進行へのプラス面があるが、双方の意見が「激突」している場合には、その内容について技術的説明を行う範囲を超えて、鑑定人のように「判断」に近い作業を行ってしまう危うさが予想されるという印象をもった。

大阪では建築専門部ができてから、建築訴訟が非常に早いペースで処理されており、裁判官が建築関連法規、建築技術を身につけることで、一定の成果があがっている。そのレベルの段階で専門委員制度を導入すれば、裁判官の手足となり有効な制度となるが、逆に裁判官が建築に明るくなく、専門委員に頼るようになると、裁判制度自体の形骸化につながる恐れもあり、当ネットでも申し入れ等を行う事で、制度があるべき姿で運用されるように注視してゆく必要がある。

欠陥住宅110番のための事前研修会レポート

弁護士／島村 美樹

欠陥住宅110番のための事前研修会が行われ、ネット会員10名の他、大阪弁護士会消費者委員会所属の弁護士2名が参加されました。

日時：平成16年6月23日 午後6時半～

9時

場所：大阪弁護士会3階特別会議室

参加者：弁護士8名…田中厚、田村康正、鳥川慎吾、長谷川裕、平泉憲一、三浦直樹、八木正雄、島村美樹

建築士4名…木津田秀雄、佐藤登、辻史雄、三木和彦



1 最初に、田中厚弁護士から、欠陥住宅110番に関する全般的な説明がありました。

- ・ 平成7年1月の阪神淡路大震災を機に、欠陥住宅被害の予防と救済の必要性が認識され、様々な取り組みがなされてきた。

- ・ 今回の110番は、個別被害の相談のみならず被害実態の把握も目的としているので、1件20分程度で聞き取りをし、具体的な相談をしたい人には、個別相談会や相談窓口を紹介する。

- ＊ 法律相談のつもりで電話を掛けてきた人から、被害実態の情報を聞き出しつつ、20分で納めるのは、なかなか難しそうだな…と思いました。

2 引き続き、田中弁護士から、建築紛争の法律問題の解説がありました。

- ・ 住宅品質確保促進法では責任期間が10年間に延長される。売買についても瑕疵修補請求権が認められる。

- ・ 欠陥には、欠陥現象、欠陥原因、欠陥判断の3つがある。

- ・ 建売住宅の場合（売買契約）と注文住宅の場合（請負契約）で、誰にどのような請求が可能か、が異なる。

- ・ 名義貸建築士の責任を認めたもの等、最近の最高裁判例の紹介。

- ・ 鑑定のデメリット

- ＊ 太い筋をざざっと解説していただいたので、頭が整理されてすっきりしました。

3 次に、木津田秀雄建築士から、シックハウス問題と相談の受け方の説明がありました。

- ・ 2003年7月に、ホルムアルデヒドの使用制限、クロルピリフォス（防蟻材）の使用禁止を定めた建築基準法が施行された。但し、リフォーム分については、規制にかからないので注意。

- ・ 新築時期等の聞き取り項目、及び、シックハウスの原因物質はホルムアルデヒドだけではない等の注意事項の説明。

- ・ 状況の改善策は、取替、換気、吸着・分解、封鎖の4つしかなく、それぞれ問題があること。

- ・ シックハウス症候群の症状、厚労省のシックハウスに関する考え方、指針値のある化学物質の一覧。

- ＊ シックハウスについては、ほとんど何も知りませんでした。基礎から大筋の解説をしていただいたので、良く解りました。

4 その後、質疑応答がなされ、シックハウスの化学物質を安く測定してくれるところや、病院の紹介などがありました。

なお、以上約2時間の勉強会の後、有志で杯を傾けたのは言うまでもありません。

「欠陥住宅・シックハウス110番」実施報告

事務局長／田中 厚

1 今回の「110番」の経緯と趣旨

去る7月2日に電話相談「欠陥住宅110番」を実施しましたので、その経過をご報告します。

この110番活動は、もともと平成7年の阪神淡路大震災を契機に日本弁護士連合が全国の各都道府県に所在する弁護士会に呼びかけて平成8年から毎年実施してきたもので、1昨年からは、実質的にこの活動を担ってき

た欠陥住宅全国ネットの主催となっています。

この110番では、欠陥住宅被害者からの電話に対して、弁護士、建築士等が相談に応じ、被害救済の端緒となるばかりではなく、そこで収集された事例情報は、日弁連が住宅問題に関する立法提言を行う際にも貴重な情報源となり、また、国土交通省（旧建設省）などが立法を行う際の社会的事実としても注目されてきました。

今年、従来の構造上の欠陥を中心とする欠陥住宅問題に加えて、①近時、大きな社会問題となり、昨年7月施行された改正建築基準法に規制が盛り込まれた「シックハウス問題」、および、②昨年最高裁判所で不法行為であるとの判断が下された、建築確認申請書に工事監理者として届け出ながら全く工事監理を行わない「名義貸監理放棄建築士」の問題を取り上げ、これらの実態調査と被害者の方々の相談にも対応することとしました。大阪では例年どおり、大阪弁護士会に協力を呼びかけ、共催の形で行うことになりました。

2 事前の準備

6月22日に相談担当者に対する事前研修会を開き、シックハウス問題については、この問題に詳しく建築士三団体編「シックハウスがわかる」の著者の1人でもある木津田建築士に講義をしていただきました。また、一般的な欠陥住宅問題については、私が解説をさせていただきました。この研修会には、弁護士8名、建築士4名が参加し、救済方法について熱心な質疑・議論がなされました（詳細は本紙 110ページの嶋村弁護士の記事ご参照）。

また、広報については、大阪地方裁判所内の司法記者クラブで、大阪弁護士会と共同記者会見をするほか、文書で各報道機関及び大阪市、大阪府の消費生活センター、大阪市立住まい情報センターに広報依頼をしました。また、当ネットのホームページでも110番の告知を掲載しました。

その結果、新聞記者から個別の取材もあり、前日の読売新聞朝刊に西日本の地域ネットの110番の電話番号・時間帯とともにかなりのスペースの記事が掲載されたほか、当日の毎日新聞（こちらもかなりのスペース）、朝日新聞にも掲載されました。

3 当日の相談状況

当日（7月2日）は、大阪弁護士会館の会議室に午前10時から午後4時まで電話を4台開設し、建築士10名、弁護士14名が相談に当たりました。シックハウスと一般の欠陥住宅の2種類の相談用紙（用紙を取り違えないように2種に色分けされていました）、相談マニュアルも準備しました。

本年も、事前の広報が十分だったため、午前10時の開始直後から電話が鳴り続けまし

た。

更にこの様子を毎日放送が撮影し昼のニュースで流してくれましたので、午後からも常時相談が絶えることはなく、昨年より電話台数が1台減ったにもかかわらず、73件（うち3件がシックハウス）の相談がありました（昨年は電話5台で77件）。関西ネットでは、日常的な相談申し込みも多く、2ヶ月に1度の定例個別相談会などもあり、日常の相談体制も整っています。また、大阪では関西ネット以外にも、住まい情報センターや大阪弁護士会の建築専門相談などもあります。それでも、これだけの電話相談が寄せられるということで、どこにも相談ができずに困っている欠陥住宅被害者はまだまだ多く存在していることが分かりました。



4 相談内容

当日寄せられた一般の欠陥住宅被害の内容としては、この間の台風の影響か雨漏りの相談が比較的多く（13件）、その他、壁の亀裂（10件）、揺れ・振動（6件）、建具の開閉不良（6件）、床鳴り（5件）、床・壁の傾斜（3件）等が多く、被害が重大ないし深刻であると思われるものもかなりありました。

相談のあった建物の概要については、2階建及び3階建以上（マンションも含む）がほとんどで、工法は、在来木造住宅28件、鉄骨造が15件でした。取得方法は、建売（売買）が31件、注文（請負契約）が19件、中古住宅購入が7件でした。

今回は名義貸建築士問題に関連する調査項目として、①設計・監理は建築士がしなければならないことを知っていますか、②あなたの居住する建物の設計者・監理者が誰か知っていますか、という質問をしました。①に対する回答は、「はい」が16件、「いいえ」が

18件、無回答が36件でした。②に対する回答は「はい」が14件、「いいえ」が18件、無回答が38件でした。電話でうまく聞き出せなかったため無回答が多いのですが、回答者の過半数が「いいえ」という回答であったことは、建築士の職責があまり理解されていないことを示しています。電話相談にかけてくる欠陥住宅の被害者でさえこうなのですから、一般の消費者にとっては、建築士はまだまだ遠い存在なのでしょう。建物の設計・監理を、施工業者から独立した建築士に依頼することが、欠陥住宅をつかまされないために重要であることを、我々も、建築士団体も、もっと一般の方に啓蒙する必要があると考えます。

さて、一方シックハウスについては、既に空気測定を実施し厚生省指針値を超えているものが1件ありました。相談内容としては、「リフォーム後発症したので、自宅を出て社宅に移ったがそこでも症状が出たのでどこに引っ越ししたらよいのか」、「中古マンションをリフォームした住宅を購入し入居した後、

生後9ヶ月の子供に皮膚炎が発症し、自分も鼻炎になった」「ハイツを賃借し入居直後から体調不良が続き、簡易測定で指針値以上の濃度が出た」という相談が寄せられました。

5 事後のフォロー

当ネットと大阪弁護士会との共催の110番活動としてはこの日電話で相談を受け付けるだけで、その後の個別事件の救済活動を継続して行うことはできませんので、継続相談を希望した方については、当ネットが2週間後の7月17日に行う個別相談会（無料）を紹介してフォローすることとしました。

7月17日は、北浜ビジネス会館の大きな部屋を取り、弁護士7人、建築士10人が参加し、建築士と弁護士1名ずつを1組として、同時に6件の相談に対応しました。

こうして、午後1時30分から午後4時30分までの間に、16件の相談を処理することができました。うち6件が建築士の調査、弁護士への継続相談を希望しましたので、原則として相談を担当した弁護士・建築士に対応していただいております。

～新任事務局員あいさつ&お別れのメッセージ～

「〈地上最速〉で頑張ります」

弁護士／伊藤 芳晃

はじめまして。本年度から、事務局のお手伝いさせていただくことになりました。今年の10月で、やっと弁護士登録4年目になるところで、まだまだ経験不足は否めませんが、精一杯頑張ります。

私の普段の生活ですが、週末には、所属する「ラクロス」のクラブチームで、練習・試合に明け暮れています。「ラクロス」というのは、虫取り編のような道具（クロス）を使ってボールを扱い、その素早いパスワーク・シュートから「地上最速」と言われている、あのスポーツです。決して、「カバディ、カバディ…」と連呼するスポーツではありません。

何はともあれ、よろしくお願いします。



「構造設計監理一筋」

建築士／北尾 守

このたび事務局員をさせていただくことになりました建築士の北尾守です。

構造設計監理一筋に20数年です。民間の確認検査機関の検査員もしています。

地元では、私の子どもたちがお世話になった民間保育園の理事をしています。

欠陥住宅の被害にあわれた方に、少しでも役に立てればと思い、ネットに加えていただきましたが、調査などを通じ、欠陥住宅の多さと酷さを実感しています。やっぱり予防が大切ですね。

月1回の事務局会議では、毎回熱心に話し合いが進められ、たいへん勉強になっています。これからもよろしくお願い致します。



「シックハウスにも対応します」

建築士／佐藤 登

始めまして、建築士の佐藤と申します。私は大阪市西区の南堀江で設計事務所を主宰しております。

仕事は主に戸建住宅の設計・監理を行っております。



財団法人大阪府建築士会で住宅相談会に参加しておりますが、やはり欠陥住宅の相談も増えております。また、同じく建築士会のシックハウス研究会に所属

し、シックハウスについての調査や相談、セミナー等の活動も行っております。

欠陥住宅関西ネットへの参加は長野大会からです。

今後ともよろしくお願い致します。

「とても勉強になっています」

弁護士／島村 美樹

今年から事務局をさせて頂いております弁護士の島村美樹です。同期（54期）の鳥居玲子さんからアトガマに、と誘ってもらいました。建築紛争については、以前から興味を持っていたので、喜んで引受させて頂きました。

関西ネットに入ってから、勉強会や飲み会で色々教えて頂いたり、また、建築士の先生に建築途中の木造家を案内して頂き、今まで書面上の理解でしかなかったものが、なるほどー！と実感できたり、とても勉強になっています。何分、ぼーとした性格ですので、至らないことも多々あると思いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。



「これまでありがとうございました」

弁護士／鳥居 玲子

弁護士登録と同時に関西ネットに加入して、はや3年がたとうとしています。前事務局長重村弁護士の事務所に入所したため、そのまま当然のようにネットに加入しておりましたが、重村の事務局長引退と引き替え（？）に、平成14年度から事務局員に任命され、局員としてこれまで微力を尽くさせて頂きました。

今般、自身の結婚に伴い、福岡に弁護士登録を変更することとなりました。自ら選択したとは言え、ようやく欠陥住宅事件のノウハウが身に付き始めたばかりのこの時期、関西ネット事務局員を辞することは非常に残念で、後ろ髪引かれる思いです。しかし、今後も九州の地で、欠陥住宅その他の消費者事件に力を注ぎたいと考えております。

私が弁護士登録して欠陥住宅問題に関わり始めた2001年は、すでに品確法が施行され、大阪地裁に建築専門部が発足するなど、欠陥住宅が社会問題として認知され、訴訟での理論もかなり整理されつつあった時期です。その意味では、ネットの先輩方が苦勞して築き上げられた理論をすぐにでも活用できるはずなのですが、やはり個別事件の相談ともなると、容易に処理できず、四苦八苦する場面が多かったと思います。それでも、事務局・幹事の建築士、弁護士の先生方からアドバイスをいただき、何とかここまでやって来ることができました。

事務局会議後の毎回の飲み会も、欠陥住宅事件に限らず勉強になることばかりでした。もっとも、私自身は、勉強になるからというよりは、純粹に楽しくて毎回参加させて頂いていました。それにしても、田中事務局長を筆頭に、局員の先生方のパワーには驚かされっぱなしです。毎日あれほど遅くまで仕事をしていながら、会議後の飲み会もフルパワー。昨年末の事務局会議後、怪しげな某スナックで打ち上げをしたときは、一番若いはずの私が疲れ切って最初にダウンしてしまいました

全国ネットのホームページもぜひご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/kekkanzenkokunet/>

(しかもクリスマスイブでした)。お身体にはくれぐれも気をつけて頂きたいと思います。

どんな団体でもそうだと思いますが、事務局というのは地味で目立たず、はたから見れば何をやっているのかわからないところです。関西ネット事務局も、総会や110番の準備、ニュースの発行などの目に見える仕事だけでなく、会費の集金から、協力弁護士・建築士の手配、案件の進捗状況確認、クレーム処理に至るまで様々な雑事をこなしています。私

自身は、そんな事務局の仕事をわずかに垣間見たに過ぎませんが、事務局長を始めとする局員の仕事ぶりに本当に頭が下がりました。

関西ネットも、欠陥住宅問題の社会提起という役割を一応果たし終え、これから新たな局面を迎えることになると思われます。今後の関西ネットの活躍を期待するとともに、会員の方々には、事務局への更なるご協力をお願いしたいと思います。皆様、これまで本当にありがとうございました。

活動報告・予定

《前回のニュース以降の活動日誌》

《平成16年》

- 3/6 関西ネット第7回総会 (エルおおさか・13時～18時)
- 4/3 個別相談会 (北浜ビジネス会館・13時～17時)
- 4/20 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所・18時30分～)
- 5/24 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所・18時30分～)
- 5/29・30 全国ネット高知大会
- 5/31 専門訴訟改革に関する検討会 (大阪弁護士会・18時～)
- 6/17 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所・18時30分～)
- 6/22 欠陥住宅110事前勉強会 (大阪弁護士会・18時30分～)
- 7/2 欠陥住宅110番 (大阪弁護士会・10時～16時)
- 7/17 個別相談会 (北浜ビジネス会館・13時～17時)
- 7/20 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所・18時30分～)
- 8/2 判決・和解事例研究会 (大阪弁護士会・18時～)
- 8/7 個別相談会 (北浜ビジネス会館・13時～17時)
- 8/19 関西ネット幹事・事務局会議 (太平洋法律事務所・18時30分～)
- 9/3 鑑定事例研究会 (大阪弁護士会・18時～)

《今後の予定》

- 9/24 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所)
- 10/2 個別相談会 (北浜ビジネス会館)
- 10/18 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所)
- 11/18 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所)
- 12/4 個別相談会 (北浜ビジネス会館)
- 11/27・28 全国ネット金沢大会
- 12/17 関西ネット事務局会議 (太平洋法律事務所)

《平成17年》

- 2/5 個別相談会 (北浜ビジネス会館)
- 3/19 関西ネット第8回総会
- 4/2 個別相談会 (北浜ビジネス会館)

編集後記：今号に予定していました原稿が多く、やむを得ず次号へ回した原稿がありますので、その点をご了承いただきたいと思います。

〒530-0054 大阪市北区南森町1-1-26 日本消費経済新聞社 吉田 拓矢

☎06-6314-1191、FAX06-6360-2525、E-メール：taku@nc-news.com